

○石川県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令

〔昭和46年7月1日〕
〔石川県警察本部訓令第10号〕

最終改正 平成24年10月4日警察本部訓令第12号

石川県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令を次のとおり定める。

石川県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条の規定に基づき石川県警察職員（以下「職員」という。）の勤務評定を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(勤務評定を受けない職員)

第2条 次の各号の一に該当する職員については、勤務評定を行なわない。ただし、第2号または第3号に該当する職員については、第5条の規定に基づく特別評定を行なうことができる。

(1) 警視正以上の階級にある警察官

(2) 臨時の任用職員

(3) 非常勤職員（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）

(勤務評定の種類)

第3条 勤務評定は、定期評定および特別評定とする。

(定期評定)

第4条 定期評定は、毎年1回警察本部長（以下「本部長」という。）の定める期日に行なう。

2 次の理由に該当し、前項により定められた期日に公正な評定を行なうことができないと認められる職員については、公正な評定を行なうことができると認められるときに評定を行なう。

(1) 休暇、休職、停職中の職員

(2) 評定者または評定を受ける職員の異動その他の理由により公正な評定を行なうことができないと認められる職員

(特別評定)

第5条 特別評定は、次の各号の一に該当する場合に行なう。

(1) 条件付採用期間中の職員が、当該期間の開始の日から起算して3か月を経過したとき。

(2) 本部長が特に必要と認めたとき。

(評定期間)

第6条 評定に当つて考慮する期間（以下「評定期間」という。）は、前回の定期評定の時期から当該評定の時期までとする。ただし、採用または昇任した後

定期評定を受けていない職員については、その採用または昇任の日から当該評定の時期までとする。

(評定者等の指定)

第7条 勤務評定における評定者および調整者（以下「評定者等」という。）は別記第1のとおりとする。

(報告書の作成等)

第8条 評定を受ける職員（以下「被評定者」という。）は、別記第2の様式による勤務成績報告書（以下「報告書」という。）（甲）及び（甲一別紙）を正副2部作成し、評定者等は、被評定者の作成した報告書（甲）及び（甲一別紙）を確認のうえ、報告書（乙）を正副2部作成するものとする。

2 警察本部の部長及び所属長（警察本部の課長・室長・所長・隊長及び警察学校長並びに警察署長をいう。）は、前項に定める報告書のうち、正本はこれを本部長に報告し、副本を保管するものとする。ただし、警視の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員（警察官以外の職員をいう。以下同じ。）の副本については、これを警務部長に送付するものとする。

(報告書の記入及び評定の方法)

第9条 被評定者が作成する報告書（甲）及び（甲一別紙）の記入要領及び評定者等が行う報告書（乙）による評定要領は、別記第3のとおりとする。

2 評定者等は、職員の勤務成績について公正な評定を行うため、被評定者の職務上監督する地位にある者の意見を聞かなければならない。

3 調整者は、評定者が行つた勤務成績の評定について不均衡があると認めるとときは、これを調整するものとする。

(報告書の効力)

第10条 報告書は、当該評定期間中の職員の勤務成績を示すものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合を除き、当該評定期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。

- (1) 当該報告書が作成されてから2年を経過したとき。
- (2) 新たに報告書が作成されたとき。

(評定結果の取り扱い)

第11条 職員の勤務評定の結果は公開しない。

2 報告書の保存期間は3年とし、その間別記第1の備考に掲げる者が保管する。

3 所属長は、所属の職員が転任したときは、その者の報告書の副本を転任先の所属長に送付するものとする。

4 保管責任者は、保存期間の満了したもの及び退職その他の理由により必要ななくなった報告書については、警務部警務課長に返送するものとする。

(併任の場合の評定)

第12条 職員が他の職に併任されている場合は、その職員の併任にかかる職についての勤務評定は行わないものとする。

附 則

- 1 この訓令は昭和46年7月1日から施行する。

2 石川県警察職員勤務評定実施規程（昭和30年石川県警察本部訓令第1号）は廃止する。

附 則（昭和53年11月27日警察本部訓令第22号）
この訓令は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月19日警察本部訓令第6号）
この訓令は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年12月5日警察本部訓令第11号）
この訓令は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（平成2年12月1日警察本部訓令第15号）
この訓令は、平成2年12月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日警察本部訓令第25号）
この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年12月1日警察本部訓令第10号）
この訓令は、平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成11年2月1日警察本部訓令第3号）
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月23日警察本部訓令第8号）抄
1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月11日警察本部訓令第17号）
この訓令は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成17年11月17日警察本部訓令第28号）
この訓令は、平成17年11月21日から施行する。

附 則（平成19年3月29日警察本部訓令第11号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月14日警察本部訓令第28号）
この訓令は、平成19年11月26日から施行する。

附 則（平成20年3月31日警察本部訓令第6号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月23日警察本部訓令第17号）
この訓令は、平成20年11月17日から施行する。

附 則（平成21年11月13日警察本部訓令第20号）
この訓令は、平成21年11月20日から施行する。

附 則（平成24年10月4日警察本部訓令第12号）
この訓令は、平成24年10月4日から施行する。

（別記省略）